

玉村町住宅用蓄電池設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、定置用リチウムイオン蓄電池（以下「蓄電池」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、家庭における温室効果ガスの排出を抑制し、災害時等の停電に備えることを支援するため、玉村町補助金等に関する規則（平成11年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「蓄電池」とは、次に掲げる要件をすべて備えたものとする。

- (1) 太陽光発電等により発電した電力又は夜間電力などを利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること。
- (2) 設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であること。
- (3) 設置工事完了日（引渡し日）が補助金の交付年度内であること。
- (4) 未使用品であること。

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本町の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 補助金の交付年度内に蓄電池を新品で購入し、自ら居住する町内の住宅（専用住宅又は併用住宅（居住部分が2分の1以上であること。）をいう。以下同じ。）に設置し、又は自ら居住する町内の蓄電池付き住宅を建売住宅供給者等から購入した者
- (3) 補助金を受けようとする者及びその者の属する世帯員全員が、町税を完納していること。
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の算出方法)

第4条 この補助金の交付額は、キロワットアワー当たり10,000円とし、これに蓄電容量（単位はキロワットアワーとし、小数第2位以下を切り捨てる。ただし、蓄電容量が5キロワットアワーを超える発電システムにあつては5キロワットアワーとする。

) を乗じて得た額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、蓄電池の設置を完了し、又は蓄電池付き住宅を購入したときは、住宅用蓄電池設置補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 設置した蓄電池の概要等報告書(様式第2号)
- (2) 蓄電池の設置工事完了日(引渡し日)が確認できる書類(保証書等)の写し
- (3) 蓄電池の設置に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し
- (4) 町税等調査閲覧同意書(様式第3号)
- (5) 蓄電池を設置した住宅の案内図
- (6) 蓄電池を住宅内のどこに設置したか分かる位置図
- (7) 蓄電池を設置した住宅全体及び蓄電池の設置状況が分かる写真
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、蓄電池の設置工事完了日(引渡し日)から90日以内、かつ、当該申請をする年度の3月31日までに、申請書に前項各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が必要と認めたときは、これを延長することができる。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付すべき補助金の額を決定し、住宅用蓄電池設置補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金を交付しないと決定したときは、住宅用蓄電池設置補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに住宅用蓄電池設置補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第8条 町長は、補助の対象者が次の各号のいずれかに該当したときには、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

(調査協力)

第10条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じて設備の利用状況調査等その他の協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱、令和4年4月1日から施行する。